

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026年4月22日開催（日本貸金業協会）]

### 1. マネロン等及び金融犯罪対策に係る最近の動向

- マネロン等及び金融犯罪対策については、法令やガイドライン等の改正を含めて留意すべき点が多いため、直近の動向をまとめて御紹介する。

#### <有効性検証の事例集更新について>

- 金融機関が変化するマネロン等リスクに対して態勢を維持・高度化する取組である「有効性検証」については、実施にあたり参考となる考え方や、金融機関における取組事例集を2025年3月に公表した。
- 公表から約1年が経過した中、金融機関における「有効性検証」の取組を更に促進するため、2026年3月に、これまでに実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を取組事例集に反映し、更新した。
- 金融機関においては、更新した事例集も参考に、引き続き「有効性検証」に取り組んでいただきたい。

#### <犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（対面の本人確認方法の見直し）>

- 2026年3月6日に犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、対面で写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類をICチップ付きのものに限定するとともに、当該ICチップの情報の読み取りを必須とすること、また、それ以外の確認方法は原則として廃止されることが決まった。
- 2025年6月の非対面での本人確認方法に係る改正と同様に、2027年4月1日の施行となるため、各金融機関においては、システム対応等を着実に進めていただきたい。

#### <マネロンガイドラインの改訂及びFAQの公表について>

- マネロン等対策について、これまで、金融機関においては、マネロンガイドラインで対応が求められている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、マネロン等リスク管理の基礎的な態勢を整備いただいた。
- 今般、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化や金融活動作業部会

(FATF) 第5次審査のメソドロジー等、金融機関を取り巻く環境変化等を反映する形で、マネロンガイドライン及びFAQを本年3月に改訂し、公表した。

- 金融機関においては、改訂後のマネロンガイドライン及びFAQも踏まえ、引き続き態勢の維持・高度化に取り組んでいただきたい。

## 2. 証券口座への不正アクセス・不正取引に係る監督指針の改正について

- 証券口座への不正アクセス・不正取引事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、2025年7月には、フィッシング耐性のある多要素認証の導入といった対策強化を要請した。各業態の特性に応じて講ずべき対応を監督指針に反映するため、3月30日に改正案を公表した。
- 貸金業者においても、フィッシングにより顧客が会員IDやパスワードが盗まれ、不正な貸付・出金の被害が発生していたと承知している。改正後は、自社で発生していない場合であっても他人事とせず、対応可能な対策から順次速やかに対応いただきたい。

## 3. 「AI ディスカッションペーパー（第1.1版）」の公表について

- 2026年3月3日、「AI ディスカッションペーパー」の第1.1版を公表した。これは、2025年6月から12月にかけて開催した「AI 官民フォーラム」での議論等を踏まえ、2025年3月に公表した第1.0版にアップデートを加えたものである。
- 第1.1版では、「AI 官民フォーラム」で共有された知見等を参考とし、
  - ・ AIを顧客向けサービスに活用する場合を念頭に、①設計と事前検証、②顧客への適切な説明・注意喚起、③検証・モニタリング、④ガバナンスの4つの局面に分け、それぞれの局面でのリスク低減に向けた取組事例を紹介しているほか、
  - ・ AIの利活用を通じて、業務効率化や新たなビジネス創出を具体的な取組として進めるフェーズに移りつつあり、経営トップが先導して、着実に業務プロセスの改善を進めていくことが期待されることなどの追記を行っており、今後AIの利活用を進める際、本ディスカッションペーパーを1つの参考としていただけたらと思う。
- 今後も各金融機関では、AIによるビジネスモデルの高度化すなわち「AIト

ランスフォーメーション」の取組も進んでいくと思うが、その際、リスク管理や法規制等の関係で御懸念などがあれば遠慮なく御相談いただきたい。

#### 4. 2026年2月13日付け金融活動作業部会（FATF 声明）に係る要請について

- 2026年2月11日から13日の間に開催されたFATF全体会合において、資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明が採択された。
- 同声明においては、北朝鮮及びイランを対抗措置の適用が要請される国・地域とし、ミャンマーを同国より生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置の適用が要請される国・地域としている。また、イランについては、今回から以下の対抗措置が追加された。
  - ・ イランの金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの支店等の設置拒否
  - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーによるイランにおける支店等の設置禁止
  - ・ イラン又はイランに所在する者との事業関係若しくは暗号資産取引を含む金融取引のリスクに応じた制限
  - ・ 金融機関及び暗号資産サービスプロバイダーの新たなコルレス関係構築の禁止及び既存のコルレス関係のリスクに応じた見直しの実施
- これを受け、2026年4月13日、関係する金融機関・協会に対し、金融庁を含む関係省庁から、要請文（「令和8年2月13日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」）を発出した。
- 同要請文においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務の徹底等を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

#### 5. 価格転嫁・取引適正化対策に関する要請について

- 2026年3月、足元の情勢等を踏まえ、価格転嫁・取引適正化の促進に向けた以下の要請を発出しており、いずれの趣旨・内容についてもその周知及び徹底をお願いしたい。

- ・ 「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取組について（要請）」（2026年3月18日付）
- ・ 「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」（2026年3月27日付）

（以 上）